

後期高齢者医療制度のお知らせ

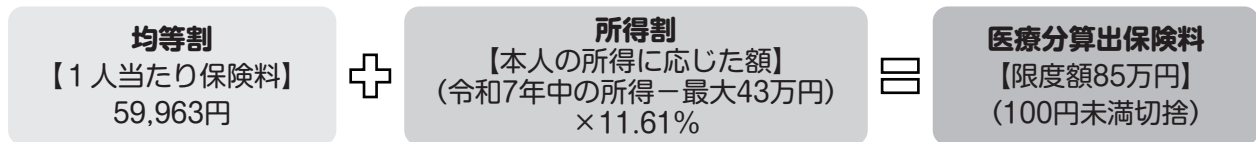
～令和8年度の保険料の支払いと8月以降の交付物について～

■7月に保険料額をお知らせします

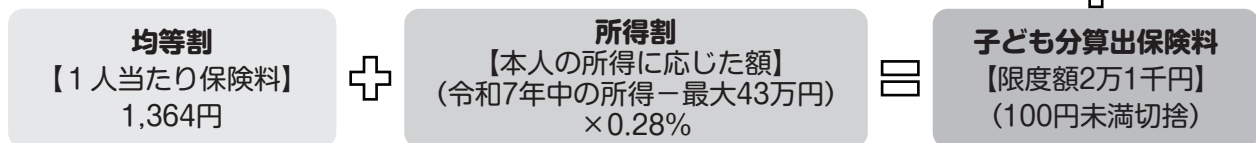
令和8年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

①基礎賦課額（以下「医療分」とします。）



②子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」とします。）



○1年間の保険料の上限額は、医療分85万円、子ども分2万1千円の計87万1千円になります。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和8年度
年間保険料

～令和8年度から【子ども・子育て支援納付金】が追加されます～

この制度は、すべての世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。

子どもたちは将来、社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度はすべての方にとってメリットとなります。

令和8年4月から「医療分」と併せて徴収されます。詳しくは上記の≪保険料の計算方法≫をご覧ください。

■保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和36年1月1日以前に生まれた方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所)	均等割の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(31万×世帯の被保険者数)	5割
43万円+(57万円×世帯の被保険者数)	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

※令和8、9年度医療分について、7割軽減に該当する方は、国からの交付金によりさらに0.2割の減額を行っています。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。
(医療分：59,963円 → 29,981円、子ども分：1,364円 → 682円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が入社している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

■保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。